

平成21年  
(仮称)自治基本条例検討連絡会議  
会議概要記録

平成21年10月27日  
新宿区議会

開会 午後 6時35分

辻山座長 それでは、時間を少し過ぎていますが、第19回の検討連絡会議を開きます。

所用で欠席される方の届け出がございます。区民委員の喜治さん、それから職員の委員の折戸さん。それから所用でおくれて出席するという方がお二人、議会の委員の佐原さん、それから職員の委員の木全さん。

なお、事務局でも鹿島議会事務局長がちょっとおくれてくるということでございますので、そのほかでおかれているのは、区民の側の斉藤さんと樋口さんですね。まだお見えではありませんが、時間になりましたので、始めさせていただきます。

それでは、最初に検討連絡会議の事務局から、きょうの配付資料について説明をお願いします。

事務局 それでは事務局から、本日の配付資料につきまして御説明させていただきます。

まずその前に、この撮影しているビデオなんですが、11月14日に落合第一地区協議会の地区協まつりが開催されます。その中で自治基本条例の取り組み状況につきましても話があるということで、そのときにこのような形で、検討連絡会議を三者で設けられてやっているということで、その御紹介として撮影したものを放映させていただきたいというふうに思っております。

それでは、本日配付資料の御確認をさせていただきます。

まず資料1になりますけれども、条例に盛り込むべき事項・三者案比較表ということで、2枚提示させていただいております。1枚目が区分Eの、本日議論をいただくところになります。

1枚めくっていただきまして、区分Bについて資料提示させていただいておりますけれども、これは議会案の項目名、「区民の役割」が「区民の責務」に変更されたということで、そのところを、ラインを引いて表示しております。修正ということで、本日御提示させていただきました。

続きまして、資料2が、住民参加の仕組みにつきまして、条例に盛り込むべき事項の区民検討会議案になっております。その中に「2009.10.17合意」と書かれてはいますが、これは17日が15日の誤りですので、修正お願いいたします。

続きまして、資料3が、条例に盛り込むべき事項の議会案になっております。ここの中の区政運営、財政運営につきましては、前回配付した項目一覧のこの2つにつきましては、行政の役割とその運営の区分Cのところで議論いただくということで、題名だけ表示させていただいております。

それから、情報公開・個人情報保護につきましては、区分Gの情報の共有のところを検討させていただくということで、4番目の区民参加のみ、本日、資料3として提示させていただきました。

続きまして、資料4が、区政への住民参加の仕組みの専門部会案になっております。

続きまして、資料5が、前回配付した資料の修正版になっております。自治基本条例のロードマップということで、前回御指摘を受けた点につきまして修正したものを、本日、ロードマップのわきに括弧書きで日付を入れさせていただいておりますので、今後、履歴についてもこの日付で管理していただきたいと思っております。この資料につきましては、後ほど御説明させていただきます。

そして、資料6が、条例に盛り込むべき事業（三者案調整たたき台）となっております。前回、事務局から、これから三者案を調整するに際してのたたき台ということで、見本として提示させていただいて、このような様式でいいか、後ほど議論いただきたいと思っております。様式につきましては、事務局から後ほど御説明させていただきます。

最後に、資料7が、第18回の検討連絡会議の開催概要になっております。

本日の配付資料は以上です。よろしくお願いいたします。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、早速議論に入りたいと思いますが、きょうは議事次第にもありますように、2つ課題がございます。1つは、今説明のあった住民参加の仕組みについて、それぞれの部会からの報告を受けて討論し、何らかの合意点があるかどうかということを探っていくということであります。

この進め方ですけれども、これまでと同じように、区民委員のほうから最初にやっていただいて、順次質疑するというようにしたいと思っております。それでよろしいですね。

それからもう一つのほうは、今、資料の5で御説明があったように、ロードマップについて若干の修正をしましたので、それについての提案があって、それをちょっと皆さんで議論させていただくということでございます。

それでは、最初の議題に入りますが、早速、区民参加の項目について、それぞれ御報告いただ

きましょう。区民検討会議のほうから。

野尻委員 お手元の資料2、ごらんくださいませ。住民参加の仕組みについて、区民検討会議案の御報告をさせていただきます。

初めに、検討につきましては、前回の検討連絡会議以降、10月5日に同テーマで2回目のワークショップを持ち、4つの班からの意見発表を行いました。その各班から出た意見を10月13日の運営会でまとめ、10月15日の第28回区民検討会議において、運営会案をたたき台として検討し、作成した区民検討会議案でございます。

それでは、説明をさせていただきます。

初めに、タイトルの「住民参加の仕組み」からの項目として、区民参加の保障と地域自治、その他でございますが、区民参加の保障の盛り込みたい事項の初めに、(1)でございますが、区は、区政への区民参加を保障しなければならない。これは参加の保障についてをうたっております。

辻山座長 野尻委員、座って御説明いただいて結構です。

野尻委員 はい、ありがとうございます。

この区につきましては、自治基本条例の中では前提として、区を行政、議会、区民とします。したがって、区民もお互いの区民参加を保障しなければなりません。

委員の意見の中には、「区民参加」を「住民参加」という意見もありましたが、参加は住民のみに限定されるものではなく、NPO等、住民ではないが、さまざまな地域で活動を行っている区民が、ただ活動を行うだけではなく、住民と同じように地域に責任を果たしていくよう、区民とするべきである。また、住民でない区民にも協力を求めていく必要があるなどの意見から、区民参加とすることで区民検討会議として合意に至りました。

この具体的な保障の中身については、以降の各項目で検討してまいります。

次に、(2)でございますが、これは参加の方法とその範囲についてうたっておりまして、条例に盛り込むべき事項として、区は、区民が区政に提案する機会を保障しなければならない。この提案につきましては、参加の個別具体的な一つの方法として、請願や陳情のようなお願いではなく、政策過程全般についての提案ということです。そして、区民が提案できるような機会、仕組みとか制度ですが、保障すべきという意味です。現状の制度、また既存の制度、仕組みにおいても、提案などをスムーズに行える制度が必要ということです。

次の(3)ですが、区は、区民参加が実現されるよう、不断に制度の見直しに努めなければならない。これにつきましては、区民参加の制度が形骸化するのを防ぐために、この条文を設けました。

次に、項目、地域自治でございます。条例に盛り込むべき事項としては、区は、区民参加を推進するため、地域自治組織を強化しなければならない。そのほかに区民検討会議の合意事項としては、この項目の中では、コミュニティの必要性について、また地域自治組織の権限を盛り込みたいという意見も出ましたが、これらについては地域の基盤で検討することになりました。

ほかに議会の役割と責務につきましては、それにつきましては、議会は地域の公共的問題を把握しそれに積極的に取り組む、議会は議会活動報告会を開催する等、この2つにつきましては区民の検討会議の合意事項になりましたけれども、これらにつきましては議会の役割と責任の項目で検討することになりました。

そのほかといたしましては、盛り込みたい内容といたしましては、議会、行政、区民が対等な立場で協働しまちづくりを推進するというところでございまして、この協働については話し合いを持つことになっております。あと、この項目について、その他につきましては、次回、11月2日開催の区民検討会議で引き続き検討することになっております。

ほかに検討することになっておりますのは、検討項目のタイトルですね。一番大きなタイトルの、例えば最初の「住民参加の仕組み」というところの「住民」を、「区民参加の仕組み」に変更したいという提案がございまして、これも次回検討することになっております。

また、住民投票につきましても、意見といたしましては、住民投票の必要性について住民投票制度を設置する。また、住民投票を実施すべき事項についてとして、区民に重大な影響を与える事項及び区政にかかわる重要な事項のようなことですね。これは、区民なのか住民なのかについて、まだ全体会に諮っておりません。そして、住民投票条例は常設とする。投票権者の要件についてなどですね。それから住民の請求及び発議について。これらにつきましてはまだ話し合いの段階でございまして、合意を得ておりません。

投票結果の尊重についても同じく、今後の検討課題でございます。

辻山座長 ありがとうございます。

何か補足ございましたら、委員の方、いいですか。

それでは引き続き、どっちが、議会がやっていたんですかね。じゃ、議会のほうから。

根本委員 資料の3でございます。それで、すみません、今ね、この議会案を出すべきのをきちんと見てなくて地域自治というのが私どものほうの盛り込むべき事項から抜けていまして、急遽、地域自治の文言を入れたのをコピーしてもらっていて、議論している最中に多分届くというふうに思いますので、差しかえさせてもらいますというのが1つです。

それで議会案の、これはごく簡単に区民参加と、区政の運営にあたって、区民参加の機会を保障する、重要事項については、住民投票制度を設けることができるというふうに簡単に書いてあるんですが、これだけ見ると、何だおまえというふうに言われそうなところなんですけれども、作り方が違っていまして、私どものほうは、総則、原則というところで、それから区民というところで、特に原則の中で理念で、市民主権、人権の尊重云々かんかんとか、それから原則のところでは参画と協働、情報の共有、地域自治の尊重とか、そういうことがそっちに入れ込んであるんですね。

それで、ほかの具体的なところは、自治体運営の基本原則もそうなんですけれども、できるだけ簡潔に基本的なことだけを盛り込もうということにしているものだから、ここの中では区民参加の機会を保障するという言葉と、それから住民投票、区民参加の一つの手段としてというか、住民投票制度を設けることができるということで、この2つだけを入れ込んでやるということなんです。ということで御理解いただければということで、なかなかわかりにくい。

区政運営、財政運営、情報公開云々かんかんというのも書いてあるんですが、これは別なところでやるということですので、ここには触れていません。

地域自治については、後ほど文書としてはお示いたしますけれども、文言整理は今後行うということを前提にして、(1)地域自治の推進、地域の特性と自主性を活かし、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進するため、分権によるまちづくりの仕組みを目指すということが1つ。それから(2)で、地区協議会、一定の地域区分を定め、それぞれの地域に協議会を設置する。この2点を地域自治として盛り込んでいます。

それで、住民投票制度、それから地区協議会、住民制度の、今、野尻さんのほうから言われました、例えば常設とかいろいろな細かいこととか、それから地区協議会は幾つの単位に分けるのかとか、いろんなことの議論はしていますけれども、それは、例えば地区協議会設置条例だとか住民投票条例だとかということの、その個別条例のほうにゆだねるということで、大卒このような文言だけ載せておこうということで、そのような簡単な文章になっています。

あと5分もしたら、すみません、追加した資料が来ますので、申しわけありませんが。

辻山座長 じゃ、専門部会に行く前に何かありますか。補足などありましたら、いいですか。

じゃ、専門部会のほうから。

藤牧委員 それでは資料4をごらんください。

流れとしましては、区民の権利ということで、区政運営にかかわる根幹的な権利ということで、情報の共有とか、それから参画というようなことを挙げさせていただいて、その流れの中で、住民参加の仕組みというタイトルで検討をしてみました。

それで、まず一番上の箱書きですけれども、参加と協働というタイトルで、区は、区政を推進するにあたっては区民の参加と協働によることを原則とするということで、まず原則をうたってございます。

それから、意見表明とか提案というようなことですが、2つありまして、まず根本的に、区民は、区政について意見表明及び提案をすることができるというようなことでございます。この提案というのは、先ほどの意見表明ともイコールになる部分があるんですが、そうした要望とか、あるいは陳情であるとか、あるいは批判的なもの、それからあと苦情とか、そういうようなものも含んだ概念としてここに書いてございます。

その中で、(2)で、今度は具体的に区が行うような、区が義務づけられるようなものについては、区の基本的な計画及び施策について、その策定・実施・評価の各段階において区民が意見表明及び提案できるよう必要な措置を講じなければならないということで、一つの例としてパブリックコメントというような規則を設けてございますので、そういうようなことをここでうたっ

てございます。

それから次に、住民投票制度でございます。ここはいろいろ議論があったところではあります。自治基本条例の中にどのくらい詳しく盛り込むかというところはあるんですが、専門部会としては、まず区の存立にかかわるようなこと、あるいは区民の、これはお一人のということではなくて、総体としてのというような意味合いが入りますが、生命、身体及び財産に著しい影響があることその他区政に重大な影響を有する事項については、住民投票制度を設けることができると、こういうような規定にしております。

住民投票の結果は尊重しなければならない。そしてここで初めて、住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定めるで、その(4)のところ、その条例には次のようなことは必須ですよということで、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする、こういうようなことでございます。

これは常設型の住民投票というよりは、この基本条例の中で住民投票制度を設ける場合の規定手續をうたっておいて、それで個別案件ごとにそれぞれ投票手續とか資格要件とか、そういうものを条例で決めていこうと、こういうようなことを想定しております。

それからあと、もう一つの参加のあり方として、区の附属機関である、こういったよう場もそうですけれども、これは附属機関ではありませんけれども、審議会等は公開を原則として、その委員については、原則として公募による委員を含めなければならないと、義務規定を設けてございます。ただ、その前に原則としてということがございますが、こういうことを決めていこうと。

それからあともう一つは、協働という部分が出てまいります。区は、区民との協働を推進するために必要な措置を講じなければならないということで、これは協働推進計画とか、いろんなことを区がやっておりますけれども、それをさらに発展させていくような、そういうような意味合いを込めてございます。

専門部会のほうは以上でございます。

辻山座長 何かありますか、補足など。なければ、今伺った3案と、それから追加の資料が配付されましたので、これも含めてということになります、相互に御意見、質問があれば、どこからでもまずやりましょう。

久保委員 最初に、区民検討会議の最初の区民参加の保障についてなんです、特にこの(1)と(2)です。最初伺ったときはちょっと首を傾げたんですけども、野尻委員の説明で、区というのは、区民、議会、行政全体を指すといったことで納得はしたんですが、僕はそうでなきゃいけないと思ったんですけども、しかし区というのは、区民、議会、行政体をすべて含めたものというふうにするのは非常に難しいんじゃないかと。あえてそこ、区というのはそういうものだというふうに決めちゃうというのは難しいと。

それで、普通、区はというと、どうも行政体だけを指しているような感じを受けます。だから、この区はということで、基本的な区民の権利の、区民参加の保障、それから提案する機会の保障、基本的な区民の権利について区が主語になった場合に、区行政体が主語というふうに解されますので、そうすると、区があくまで主体で、区民自身はその被写体というか、受ける側でしかなくなる。

だから僕は、区というのを、野尻委員の説明だったら僕は全くわかるけれども、そこまでわかってもらえないと。区は、3つがそろって区だと、だから危険だと思って、少なくとも、手前みそですけども、議会のほうは一切主語を置きません。主語を置かないというのはそういう意味合いがあることと、それから、主語をあえて言うなら、この(仮称)自治基本条例はということが主語だと思っています。

辻山座長 大変重要な指摘がありましたけれども、どうでしょうか。

野尻委員 区民検討会議のほうで、この区が行政、議会と区民ということに置きました際に、区民を含まない場合のことも考えました。その場合は、区長、議会など、言葉を考えるということになります。それできょう御説明のあった、特に専門部会案のほうでは、この区はというのは、恐らく区民を含まないのではないかとこのように読み取れますけれども、いかがでしょうか。

藤牧委員 御指摘のようにここは区行政という、そういう意味で使っております。今後そういった区長はとしたり、区はとしたり、その辺についてはまたきちんと整理をして、用例を使い分けていくようなことも念頭に置いてございます。ここにおいては区行政という、そういうことで

使ってございます。

辻山座長 それはどこかで約束事を決めないと、その後の文章が読めなくなってしまうことがあってね。例えば資料6、ごめんなさいね、急に出して。区民の権利とかというところ、あったでしょう。区民の定義のところ、区民とはだれかといったら、区内に住所を有する人という、この区は同じことにはなりません……なるのか。ここでいっている区内というのは、新宿区という区域を持った統治団体という、あるいは法人という意味ですよ。それには当然住民が含まれる。ちょっと何かは僕はひっかかったんです。またいずれ申し上げますけれども。

そういうふうに区をどうするかということについては、今の御意見は、区の行政とかを指す場合、あるいは区の代表機構、政府機構だけを指す場合、行政と議会、双方を指している場合、それから区民も含めて、いわば地域に存在している統治団体として考える、この3つのやり方がありますけれども、この3番以外の場合には、おっしゃったのは、区の行政、議会はというふうに明記するというお考えを出されたわけですね。それは1つの考え方ですね。

そのことについては、一応議会のほうも、そういう整理であればいいということになりそうですね。行政のほうもそれで、そういう整理で使うのであれば、そこは書きかえる準備があるということで、(「はい、そういうことですね」と呼ぶ者あり)はい。

久保委員 重ねて同じことを違った形で言いますけれども、ここにある区の中に区民が含まれると解釈するならば、その行政体並びに議会のほかにある区民はというのが主語になりますね。区民が区民の区民参加を保障するという言葉は、僕はすくとんと落ちない、いけないのですよ。

辻山座長 その論理は私もちょっと聞きたいところなんだ、どう理解したらいいか。

野尻委員 確かに、行政と議会は決定権者であって、そこに区民を並列に並べるのはおかしいという強い意見もございました。ただし、区民をあえて区民参加のところに入れるということは、お互いの区民参加を保障しなければならないという、お互いですね。あなたはだめとか、そういう話ではないという意味合いで入れたわけです。

辻山座長 なるほど。ちょっと理屈言わせてもらっていいですか。例えば、古くはジョン・ロックだとかそういう人たちが何のために国家とか政府をつくったかということ、本当は人々がみんな尊重し合い慈しみ合ってやれば、世の中平和におさまるんだけど、そうじゃなくて、実は人々はお互いに虐げ合う。競争して1人だけ利益を得ようとして、相手をのけものにする。つまりここでいうと、区民の権利が保障されない状態が区民同士の間では起きるのだと。だからそこに社会契約を結んで、政府にそれを守らせようというのが憲法というものだ、こういう説明をするわけですよ。そのときはだから、区民というのはその憲法をつくって、憲法どおりにやれよと言っているの、つまり政府の外側にいる人間ということになりますよね。

その理屈がもちろんどこでも通用するかということではないと思うのですが、その考え方からいえば、少し無理があるかなという。つまり、保障しなければならないといったときに、議会も区長もほうっておいた場合どうするのかということになりますよね。そうすると、そこに残されているのは、区民たちがお互いに慈しみ合って生きるという美しい絵を想像するのか、それともやっぱりどこかで権利侵害が行われちゃうんじゃないか、それはどうやって抑止するんだろうとか、そんなことがちょっと気になるんです。

高野委員 座長のほうから御指摘いただいた部分なんですが、ここも我々のほうでちょっとけんけんごうごうしました。それは第1項目めの、区は区政へのということで、これはその区、ここに関しては、この区は、いわゆる行政、議会、区民というふうなとらえ方をしていると。ここだけはその3つを考えているというところが、実は最終的な話し合いの中で確認し合ったという状況であります。

その部分は必ずどこかにうたわないとまずいよねということまであって、じゃ、これからその区というものの定義をどういうふうにやっていくかということが、また一つのポイントになっているように思いました。

辻山座長 この問題は、前にも私述べましたように、ここだけの問題ではなくて、権利のところもそうですね。ありますので、きょうだけでは決着つかない。区民委員の側では、それは一貫してそのように使われてきていますので、矛盾はないわけです。だから、表現するときはどうや

ってその用語を使うかということで、まとめて一遍に議論しなきゃいけないなという気はしていますね。

どうでしょう。この件はちょっと宿題にしておいてというか、これからもう少し具体的に、例えば行政は何をする、議会は何をするというときに、それを区と書くのかどうかという問題も当然出てきますので、そこでまたぶつかると思いますので。

そのほか何か御質問、御意見ありますか。

久保委員 ほかのところ、今度は行政のほうの審議会の公開と参加についてなんですが、まず最初に、審議会等という漠然とした言葉をここへ持ち出すのはよくないのではないかなと思います。でもそれはそれでいいんですが、1番は、その委員には原則として公募による委員を含めなければならないというところの、原則としてという言葉ここにしたら非常におかしなことになる。なぜなら、最後の含めなければならないという義務規定の中に原則外があるのかという感じがします。1番目の公開することを原則としは、それで正しいと思うけれども、委員に公募をしなきゃいけないというのを、原則としてという言葉がなじまないような気がします。

藤牧委員 審議会等という言い方をしているんですが、これは附属機関として条例に位置づけられている、そういう意味合いでの審議会ということ以外の検討会であるとか、名称はいろいろあると思うんですが、そういう以外のもも含んでいく。つまりどういうことかということ、これは、ここでいうところの区というのは、区長というような意味合いで使ってごさいますけれども、その辺の政策の意思形成過程に参加を保障するというようなことでいえば、そのところに区民の皆さんが関与していくためには、そういう附属機関という条例に位置づけられているもの以外にも、そういう作用を持つような検討会というようなものもあると思います。そういう意味合いで、ここに「等」と入れてごさいます。

公開の原則はよろしいかと思うんですが、そこでの委員を含めなければならないという、こういうことなんですが、この自治基本条例を制定する過程の中でも、区民討議会というような試みも1つ予定してごさいます。公募のやり方というのはいろいろあると思います。またその選び方というのもいろいろあると思うんですが、やはり参加というような、意思形成過程に参加していくということを具体的に保障する手段としては、やはりこうした意思形成にかかわる審議会や検討会への区民参加というのを、ここで公募という形で含めるような規定形を設けないと、参加を保障したということにはならないのではないだろうかというようなことをまず考えました。

原則としてとついているのは、法令上、そうした審議会の構成委員があらかじめ決められているようなものとか、例えば建築審査会であるとか、あるいは介護認定の審査会であるとか、そういうものもありますので、そういう例外的なものもあるという前提の中で、原則としてというような書き方をした次第です。

久保委員 僕は、含めなければならないのところにこだわっているんですが、その委員には原則として公募による委員を含めるものとするということなら、僕はすつんと落ちるんですけども、義務規定に原則外があったら義務規定にならないということです。

辻山座長 御指摘はよくわかりました。まあそういうことなのでしょうね。女性のパーセンテージとかは入れないわけね、念のために。それは別な男女共同かどこかでやるんでしょうけれどもね。

そのほかはどうでしょうか。かなり三者ともボリュームも違うし、言っていることで対立はしていないような気がするんですけども。

山田委員 議会のほうでも、きょうの小委員会でいろいろ議論があって、最終的な結論は出ていないんですけども、参加と協働のところなんですが、最近では参加、参画、協働というふうに言われて、それぞれ別の意味合いをつけているわけですよ。私もそれぞれ参加と参画は違うし、参画と協働は違うだろうと、もちろん参加と協働も違うというふうに思っておりまして、やっぱりそこについては、これからの新宿区の自治をどうするかということを考えたら、やはりそれぞれの意味合いがありますから、参加と参画と協働というのは、条例上、出てこざるを得ないんじゃないかというふうに私は思っているんです。さっき言ったように、議会の中でまだ最終的な結論が出ているわけじゃありませんけれどもね。

専門部会のほうは参加と協働ということで、参画が、言うならば、どちらかに含まれているんだと思いますけれども、どちらかに含まれて姿としては見えないということなんですが、いろいろ

る議論があった結果だというふうに思うんですがね。その議論をちょっと教えていただきたいということと、それから住民投票制度なんですけど、これは常設型じゃなくて、個別課題ごとに条例をつくるという、そういう規定になっているんだというふうに思うんですがね。

これについても、私は常設型のほうがいいし、要するに重要な課題については住民投票やるんだよということを決めておいて、あとはその課題ごとに必要だったら、その課題にふさわしいやり方を別の規定か何かで考えればいいんじゃないかと。ただ、やるかやらないか非常にあいまいな、そういう規定というのは、これからの時代に合わないんじゃないかというふうに考えているんですがね。

したがって、それを常設型というんだったら、常設型のほうがいいんじゃないかというふうに思っているんですが、そのあたりはいかがですか。

藤牧委員 まず、参加と協働というところでございますけれども、実のところ専門部会の中でも、統一した定義のようなものまではっきりとした形で議論が収束しているかということ、必ずしもそういうことはありません。

それで、先ほど辻山座長のほうから、社会契約に基づいて政府というのをつくって、政府にいろんなことをやらせようというようなことで、そういうところが公と、公共というような概念で来たのかなと。ところが一方、それは区行政が独占的にやっていっているところから、やはり協働という概念は、同じ公なんですけれども、公の担い手というのが、例えばNPOでありますとか、そういう公共的、公益的な活動を行っていく団体というのがいろいろ出てきたというような流れが、まず1点あるのかなと思っております。

区政を進めていくというので、すべて行政が、区の職員がそれを執行していくというのは、やはりこれからの時代もいろいろと無理が生じるので、そういう面で協働と、公を担うもう一方の、これはいろんなセクターがあると思います。そういうところと実際に区政、公共の具体的な住民の福祉の向上や権利の保障などを執行していく過程の中では、そういったパートナーと協働していくというようなことを、まずこの協働の概念というような、ちょっと抽象的ですけども、そういうようなとらえ方をしているというのがあります。

もう一つ、参加と参画なんですけれども、サービスの受け手として、例えば何かの行事に参加するという意味合いもあれば、その行事そのものを一緒に立案していくというような、後者のほうの意味合いが、多分参画というような意味合いに込められているんだろうと思うんですね。冒頭、区民の権利というところで参画という言葉を使わせていただきましたけれども、これはまた専門部会の委員の中で異なる見解があれば、またちょっと補足していただきたいんですが、その参画という中に参加と協働があると。ちょっと抽象的ですけども、そんなような議論をしてきたということがあります。

一方、協働につきましては、協働推進計画なりで協働の原則というようなことをうたってございます。それらをこの自治基本条例の中にも継承させていこうということで、当初はかなり事細かに協働の原則のようなことをうたうような案もありましたけれども、それについては、まず参加と協働とか参画とかというような、そういう大きな原則的な理念をきちんとうたっていかなければいけないということで、こんなふうに整理をしたところです。これは現時点での整理ということになるのかなというふうに思っております。

それから、住民投票制度ですけども、確かにおっしゃられるように、この住民投票制度を必ず設けるのか設けないのか、実際にこの住民投票が発動されるのかどうかというのは、実のところ、この規定ではわかりません。わからない。だから住民投票を、こういうことについては住民投票でやっていくんだという、そういう宣言のような規定の置き方もあると思われまして、この中で常設型の住民投票制度を事細かに決めていくという、そういう置き方もあるかと思いません。そういった意味では、中間的なところで、現時点ではこういうようなことで、具体的に落とし込むとしたら、中庸的なところでというようなところで議論をしてきたところでございます。

辻山座長 構図的にいうと、区民とかの側が常設型を求めて、議会は絶対嫌だという構図が一般的なんですけどもね。議会のほうがむしろ常設型を考えているという。それで議会の中は合意とれて、「一致して常設型ということじゃないです」と呼ぶ者あり)ではないわけですね。(「まだまだそこまで合意していないですね」と呼ぶ者あり)案としては、そういう考えを出しているということですね。(「議会はそこまでいいいません」「いいいないの」「そう」「これをまだ項目に入れて……」「住民投票制度をつくることができる」と呼ぶ者あり)できるですものね、なるほど。

そこについては、どこで議論するんですか。区民参加の一つとして見るのか、それとも住民投



票という新しい仕組みを立てるのかということですね。区民会議のほうは、どちらかというところ、そっちへいく感じですかね、そういうことならね。それをどうするかというのがありますね。

藤牧委員 今の件で。これは、私どもここについて、唯一条例で定めなければならないというような規定ですね。だから、条例が別の条例をつくることを義務化しているような条例のつくり方というのは、多分珍しいのかなというか、自治基本条例は、ほかの先行事例の中ではあると思うんですけども、新宿区においては、多分こういうような規定というのは初めてだと思います。

何ゆえかということなんですが、これはやはり今の区政というか、この自治体運営というのは、間接民主制を原則としているわけなんですよね。そういうことを、ある部分この住民投票制度というのは、仕掛け方がちょっと違って来る要素を持っているのではないかというような観点から、通常の審議会を傍聴するとか、そういうような参加とは、やはり仕組みとして違うような要素を持っているのではないかというようなことが議論になりまして、それは条例が別に条例をつくりなさいというようなことを決めるというような、そんなようなつくりにしたという経過がございます。

辻山座長 でも、この第3項で条例つくっちゃったら常設になっちゃいますよ、これ。だから、求めがあったときとか、その都度つくるといふのはちょっとニュアンスが違うので、そこの扱いをどうするかというのは、それは全体として、住民投票の制度を基本条例で扱うのかどうかということも含めて整理しなければいけませんね。

そのほか、それからさっき僕がちょっと口走った、ジョン・ロックとか言ったけれども、違いますよね、多分ね。

高野委員 区民検討会議のほうにおいても、提案ですね。区民は行政が書いている、区民は区政について意見表明及び提案をすることができるという、この悩ましい言葉があるんですが、意見表明及び提案というのは、どの辺の範囲まであるのかということとをちょっとお聞きしたい部分があります。

実は区民のほうでは、ここの部分を今回は機会ということにしましたが、実は提案権利のほうですね、提案権を有するようになるというふうな意見もありまして、そうすると、提案権ということになると、いろんな形で提案権の内容を、これはこうだ、あれはこうだということの定義づけをしていかなきゃいけないのではないかという話が出たり、あるいは、もしその提案権が確立されれば、陳情だとか要請だとか、その辺の扱いもどうなるんだというふうな話になって、そこはちょっと難しくなるので、今回は余りその部分に触れずに機会というふうな形で、区民検討会議のほうはそういうふうになじんできたというふうな流れなんですけれども、そこまである程度区民のほうにも、P D C Aというか、この下、2項目に書いてある、本当に政策過程まで入って参加できるのかどうかという部分がここには悩ましい言葉で、その辺がちょっと見えてこないんですけども、その辺のところをちょっと御説明いただけないでしょうか。

藤牧委員 上の、区民は区政について意見表明及び提案をすることができるという意味の意見表明と提案というのは、相当広く私どもとらえています。先ほどの説明の中でも申し上げたように、陳情であるとか、あるいは批判であるとか、苦情であるとか、そういうものも含んでいる、そういうふうにとらえてございます。

このうち2項のことは、具体的にどういう措置を講じなければいけないかというようなことを決める分野として、基本的な計画とか施策についてというような、これを苦情とか陳情とか区長へのはがきとか、そういうものも全部含めるかということ、それぞれ一個一個に手続規定だとか、こういうものは提案だけれども、こういうものは提案じゃないというようなことを分類していくというのは、これはなかなか現状の区政運営の中では難しいのかなというところがありましたので、(1)で主語を区民はというふうにして、意見表明と提案という言い方をして、それで(2)のほうでは、区は、必要な措置を講じなければいけないものは、ここにあるように、基本的な計画とか施策を策定したり、実施したり評価したりというようなところで、整理をしてみたというような関係でございます。

辻山座長 これはだから、この場で、第2項で書かなくても、例えば執行機関の責務のようなところで、それを裏で受けて、提案については、例えばきちんと応答しなければならないというのを入れるとか、そういうことで権利としての実質が備わっていくということも考えられるわけですね。

山田委員 今のちょっと関連になりますけれども、要するに、区民が意見表明とか提案できるという制度ですね。要するに、そういう基本的な仕組みをつくるというわけでしょう。それは非常に広くとらえているというお話ですけれども、現実に例えば運用をするということになると、もうどんどん狭まっていく、いうならば危険性がないのかなというふうに私思うんです、この文章を読んでね。

例えば、区の基本的な計画及び施策、この施策というのも基本的なとかかってくるんだと思うんだけど、基本的な計画だとか基本的な施策というのは、そんなに日常的な区政運営の中で起こることじゃないと思うんですよね。しかし、私はこれを、地域協議会を想定しながら言っているんですけれども、例えば我々が視察した上越市の地域協議会の場合は、本当に物すごいんですよ。

その地域にかかわる課題について、それが基本的な施策であろうとなかろうと、要するに地域協議会の意見を最大限聞くようにしていると。地域協議会のほうは、それをきちんと受けとめて答申するし、また地域協議会独自でそれに関連する提案を市に対して行っているということで、市と地域協議会は非常に活発なやりとりがあるんですよ。

私はそういうふうな形にすべきだというふうに思っているわけですけれども、こういうふうに基本的なものに限るんだよみたいな、そういう言い方をされると、非常に限定されるし、あるいは1年に1回起こるか4年に何回起こるかかわからないような、そういうふうな規定になりかねないんじゃないかというふうに思うんです。

藤牧委員は人柄からしてそうじゃないとは思いますが、非常にこういう文章というのは私、危険だなというふうに思うんですよね。

藤牧委員 その辺、地域自治の仕組みというところで地区協議会、先ほどありましたように、上越市の地域協議会と市とのそういう活発な仕組みというのは、そちらのほうでいろいろと議論していこうかなと思っています。

ちょっとここでいう基本的なというところ、やはりとらえ方によれば、これはもう何か基本計画であるとか、そういう本当に4年に1回あるかないかみたいな、そういうふうなとらえ方をして狭めていくという、そういう危険性というのは御指摘のとおりだと思います。

この中にあるのは、例えば必要な措置というようなイメージなんですけれども、1つはパブリックコメントみたいながありますけれども、住民説明会とか、そういうようなことも必要な措置の範囲の中に入っているということなんです。

だから、そういうことからすると、ここに基本的な、とありますけれども、例えば都市計画を定めるとか、何かの施設の活用を図るために地元で説明会を開いて、そういう中で意見表明というのは、多分苦情だとか批判だとか、また、建設的な御意見もあるだろうし、そういうようなイメージも含まれるということ想定しています。書きぶりについては、今申し上げた危険性もありますので、また工夫していきたいなと思ってございます。

久保委員 今の問題ですけれども、(1)と(2)のところ、主語は違っているけれども、とにかく(1)は区政一般についてですね。それから(2)は基本的なものですね。それで、(2)のほうにくっついている必要な措置を講じなければならないというのは、(1)にはないんだよね。そうでしょう。そういうふうに理解していいですね。だから、区政一般については無視してもいいということになりますよね。必要な措置を講じなければならないというのは、(2)にはちゃんとくっついているんですね。上ではくっついていないんですね。だからそこを明確に聞いておきたいな。僕、いい悪いと言っているんじゃないですよ。

藤牧委員 今おっしゃられた必要な措置というのは、その提案について、どのような措置を講じるんですかという意味での必要な措置という、そういう使い方ではなくて、提案したり意見表明したりという機会を設けなければいけないという意味で、措置という使い方をしてございます。これがまず1点ございます。

それからもう一つ、上のほうは、24時間365日、いつでもそういうことを区に言ってきていただいて結構ですよと、そういうことなんです。その手続まで決めようとする、これはやはり無理があるんじゃないかということで、一般論として区民の一つの権利として、当然、区政を批判したり要望を言ったりするというのは、もう基本的な権利としてあるというふうに思っていますので、そういう意味で、だから無視するということは、結果においては、あり得る話ではあります。その中身によっては、そういうことはあり得るかと思えます。

ただ、そこで先ほど座長がおっしゃられたように、こういうものについての応答義務というものを行政の役割の中でうたえば、相手方にきちんと返事をする、特定できればですね、そういうことになろうかというふうに思っております。

高野委員 先ほどからこだわっておりますが、区民検討会議のほうにおいては、区は、区民が区政に提案する機会を保障しなければならないということで、区民という部分が、この主語は何なのかということで、本当に区民なのか、あるいは、いわゆる地域自治組織なのか、その辺のところはまだ確定していないんですけれども、そういう形でやらなければ、何でもかんでも行政のほうに提案できるというふうな流れになってしまうと、だれかが住民票をすぐ移して、私は住民ですとかと言って、すぐそういう提案ができるという組織的なもので、ごめんなさい、もとい。

そういう自治組織を交わした、要するにそこを通過して提案していくという流れに導くのが本来なのかなと思っております。そうすると、いろんなものが全部その、行政直じゃなくて、いわゆる区民という組織的なものなのか、その部分があればそこに全部集中して、そこでだれが提案に対してチェック、査定したりするのかとか、そういう仕組みがまた必要になってくると思いますけれども、そういうところをちょっと考慮に入れると、この文章がどうしても悩ましくてしょうがなくというところで、先ほど基本的な計画ということになって、本当は政策の形成から区民は参加したいという意識が本当はあるんですけれども、その部分はこの文章を読むと全く悩ましいだけで、ちょっと明快でない。どういうふうな形でもとれるような文章のように見えてしまっているというのが、しつこいんですけれども、そんなことです。

辻山座長 僕から見てもこの行政案の1項、これ、1項、2項という並びであるとすれば、1項で物すごく間口広げておいて、しかしそれは言い放しかもしれませんよという感じはあるのね。2項で言えることというのを絞り込んできているという印象は確かにありますね。もしこういう形で立てるのであれば、もうちょっと工夫が要るかなというのは、私も賛成なんですけれども。

同時に今、高野委員がおっしゃった、区民が提案するというのを、例えば区民協議会とかいうようなものを通してということ制度化するということになると、それはそれで、個々人の意見表明を抑圧するという側面が実は結構あるんですよ。

本来、地方の行政は区長さんとか置いていて、区というのを置いているんです。新宿区と違うんですよ。町内会単位ぐらいを区としてやっていて、市役所に行くと、直接来るなど、区を通して来いと言うんです。それはやっぱり住民権を抑圧しているんじゃないのかという議論もあったりして、その設計は大変難しいところだと思いますね。それはしかし、この地域自治のところとか、そういうところでもう一回改めてやると、はい。

そのほかどうでしょうか。きょう出ていたところでは。

僕ちょっとひっかかっているところは、さっき僕がちょっと言いかけた、ジョン・ロックとか言ったのは、ホブズとかいう自然状態の話でしたね。ちょっと訂正しておきますけれども。

専門部会の参加と協働のところ、文章でひっかかってもおかしいんですけれども、区は、区政を推進するにあたっては区民の参加と協働と言っているんだけれども、区はどうせ区政を推進しなきゃいけないんだからというふうに思ったんですけれどもね。そういう、時々当たらないのかいみたいな。

山田委員 余り今の議論と関係ないのかもしれませんが、さっき藤牧委員が、住民投票については別の条例で定めるということにしたと。これは特別なケースであるというふうなお話をされましたよね。そうすると専門部会のほうは、条例全体の外観を一応見回してみても、別の条例で定めるというのはここだけだよというふうな、そういう現段階での結論に達したということなんでしょうか。

そうだとするならば、区はいろんな制度を持っているわけですよ。例えば情報公開とか個人情報保護とか、それからパブリックコメントは条例でないけれども、制度として持っていますよね。コンプライアンス条例も全国に先駆ける形で作ったということで、自治基本条例に関連する別の条例というのは、新宿区はいっぱい持っているんですよ。私、ほかの自治体と遜色がないというふうに思うんですよ。

基本的な自治基本条例の作り方として、やっぱり基本的なことは決めるけれども、長々と規定するわけにいかないわけだから、別の条例にゆだねますよということで、いろんな関連条例が、この住民投票制度だけじゃなくて、いっぱい出てくるんじゃないかというふうに私は思っているんですよ。そういう点は一応皆さんで整理をされて、これだけになっちゃったんですか。なっちゃったというか、なったんですか。

藤牧委員 そういうことではなくて、まず条例が条例をつくりなさいね、という規定の仕方というのは、実のところ、新宿区の条例の中にまだないんですよ。それで最初に議論したときに、先ほど協働推進計画というようなことを申し上げました。例えばですけれども、参加と協働という一番上のところで、協働の仕組みについては別に条例で定めるとか、それから、例えば次の区民の意見表明とか提案だとかというようなことを、パブリックコメントについては別に条例で定めるとかいうふうにごこのところをやり出しちゃうと、みんな何かそんなような感じになっちゃうね、という話がまず1つあります。

ですから、今後、例えばこれ以降、地域自治の仕組みですとか情報の共有ですとか、そういうところに、もう既に条例化されているようなものを、別に条例で定めるとかという規定の仕方というのをしませんという意味で申し上げたんじゃなくて、この範囲の中で条例が別の条例を定めるとかいうようなことを盛り込んだ条例をつくるとしたら、やはり間接民主制だとかそういうところの、通常言っているような参加というのとはちょっと意味合いが違うような部分だから、住民投票というのはそういうふう整理したらどうかと、そんな議論だったんです。ですから、これだけしか条例を定めません、ということを決めたということではありません。

久保委員 また行政についてだけれども、何か区長に恨まれるんじゃないかと思うんだけど、盾突いて。やっぱり1番目の参加と協働ということをごこういうふうにやってしまったら、区長は行政ができなくなると思うんです。例えば500項目ぐらいの事業をやっている。しかし協働でやっているのは10項目か20項目ですよ。それを500項目やれと言っているに等しいですよ、これ。そんな、僕はね、参加はわかるけれども、協働で推進しなきゃならないといたら、区長はやっていけないと思うよということですよ。

それはどうなんですか。これはもちろん次回以降になりますけれども、これまでやったところでは、例えば議会案では、区政に参画し協働する権利を有するということを書いていて、これがもし生きるとすれば、わざわざこれをもう一回書く必要ありますかとかという議論になりますよね。そういう意味で、これをわざわざ書くと、相当縛りますよね。（「うん、それは感じる」と呼ぶ者あり）そういう整理では、やがて出そろったときにやらなきゃいけないんじゃないか。（「尊厳を出せなくなっちゃう」と呼ぶ者あり）うん。それはもうほかの、区民は区政に参加する権利を有すると書いてしまったら、参加のチャンスを与えないままに進めたやつ、みんな無効かというような話にもなりますのでね。

辻山座長 さて、相当煮詰まってまいりましたけれども、あとはどうですか。

やはりあれですね。先ほど藤牧委員のほうから、参画というのを協働と参加の2つ抱えたものだというような御紹介があって、きょうも、もちろん出そろっていないので議論していませんけれども、協働という言葉を入れるのであれば、どういう位置づけで何を指して入れるかということについては、やはり議論を詰めないと、大変今、不可解な用語という形で批判もあり、協働政策学会という、わざわざ学会までこの間、今度立ち上げるのかな、11月に。そんなことも聞いておりますのでね。それは区民検討会議のほうでも今後議論になるということのようですので、ぜひお願いしたいと思います。

あとはどうでしょうか。よろしいですか。なければ第2議題へいっちゃいますよ。

それでは、第2議題へ進むことにいたしましょう。

第2議題は、資料5ですね。資料5に示された今後の検討連絡会議の進め方について、これはどなたから説明があるんですか。行政から資料が出ているということで、これは藤牧委員からですか。それではお願いいたします。

藤牧委員 事務局的な立場というような意味合いもあるんですけども、自治基本条例ロードマップの10月27日案という資料をごらんください。

前回こういうフォーマットで一度お出しをして、御議論をいただきました。その辺の御指摘事項等を踏まえて、もう一度修正したものでございます。

まず、表側のほうに大項目として、制定手続き、会議体、区民への周知活動、その他、イベント等の情報となっております。表頭のほうに各月が掲載してございます。この辺の順番に沿って、上からどこをどう直したかということをご説明いたします。

まず、黄色いところで制定手続き、まず条例制定の手続き、一番上でございます。これにつきましては、来年の第3回定例議会を目標、目指してというようなことで、ごこのところは変えてございません。

それから、2番目のパブリックコメントの実施、こちらについても前回と変更してございません。

それから、次のピンクの会議体のところなんです、検討連絡会議の開催を、前回、やはり原案からパブリックコメントを踏まえて、素案をつくっていくのが7月ぐらいまで必要なんではないかというような御指摘がございましたので、矢印を7月のところにかけて延長してございます。

それから、三者案の調整、区民検討会議、議会の小委員会、専門部会については変更がございません。ただ、区民検討会議のところも、素案に対する意見の取りまとめというようなところで、上と連動して7月まで延ばさせていただいてございます。

それから次ですが、区民への周知活動というところで、広報掲載のところ、前回、ことしの分までは星印が入ってございましたが、区政情報課等ともつめまして、1月、2月、3月に広報掲載をしていきたいということで、星印を追加してございます。

それから、区民アンケートの実施ということで、これは実施すべきという可否についての御議論もあったところでございますが、当初は今みたいな段階でやっていってはどうかというようなことで御提案をしたところでございますけれども、やはり中身がある程度固まってからというようなことを想定しまして、このアンケート内容の検討を来年の1月ぐらいから検討連絡会議でやっていって、可能であれば、パブリックコメントというのは、意見のある人どうぞという制度ですので、どちらかというアンケートは、手挙げて何か物を言うというよりも、世論調査のような意味合いということで、そういうすみ分けのもとにパブリックコメントと同じような時期にやってはどうかというところで、時期をずらしてございます。

それから、区民討議会については変更ございません。これは、無作為で選んだ区民の方の討議会ということでございます。

それからあと、地域懇談会等の開催ということですが、こちらについては、前回は条例が制定された後に普及をしていくという意味合いで、後ろのほうに載せてございました。それは、位置は10月以降ということで変わってございますが、やはり骨子案をパブリックコメントにかけるときに、やはり報告会をやっていってはどうかというところで、ちょうど5月、いろんな矢印が重なっているんですが、ここで報告会を、これは10地域という考えもあるんですが、物理的、時間的な関係で3回というふうに入れてございます。

この3つの開催箇所などについては、また今後、いろいろとこの場で調整をしていくことになるかと思っております。

変更点については以上でございます。

辻山座長 いかがでしょうか。

久保委員 一番最後に言われた地域懇談会等の開催の、地域懇談会の意味づけというのは何なんですか。

藤牧委員 こちらは、まず前段の骨子案の報告会というのは、パブリックコメントとちょっと重なってはいますけれども、これからいろいろ区民の皆さんに具体的な意見を聞きたいということで、骨子案を説明していくと、そういうようなことで、報告会というようなことで言っております。

それから後ろのほうは、第3回定例議会で条例が制定されましたら、この条例の普及というようなことで、せっかくなつくりました、またつくっていただいた条例ですので、区民の皆さんにやはり今後定着をして、大いに活用していただけたらというような思いで、制定後に設けているということで、後ろのほうは普及的な意味合いです。

久保委員 欲張りなようですけれども、できるのなら、日程が詰まって大変でしょうけれども、区長選挙が始まる前にやれなかったか。余りにもね、終わっちゃってから出して地域懇談会。地域懇談会は1回やっていますから、区民の皆さんも結構期待しているし、発言もなれてくると思うんですね。あの地域懇談会が今度はもっとあるのかということで、そうしたら区長選挙はもう終わっていたというのでは、何かちょっといけないんじゃないかともね。（「10月になっている」と呼ぶ者あり）

藤牧委員 失礼をしました。区長選挙の星印が、大変失礼しました。こちらは、（「11月だよ」「22日だったっけか」と呼ぶ者あり）11月でございます。大変申しわけございません。この場で御訂正のほど、よろしく願いいたします。

一番下の欄の10月のところに、黒星で区長選挙というふうに書いてございますが、大変申しわけございませんでした。任期が11月まででございますので、11月のほうに移行をお願いいたします。

久保委員 そうすると、選挙の最中にやるということにもなりますね。（「区長が街頭でしゃべるから、区民にみんな知らせていることになるじゃん」「まじめに聞かないでいい」と呼ぶ者あり）

根本委員 区長の任期は、ちょっとうっかりしていたんだけれども、もう一回ちょっと、正確に今わかるでしょう、およそ。（「11月23日」と呼ぶ者あり）投票日予定。（「いや、任期が」「いや、投票日はこれから。それ以前ということになりますね、任期前に」と呼ぶ者あり）去年はそうですね。前回は何日だったかな。22日と記憶しているんだけれども、違うんだっけ。（「22日じゃない」と呼ぶ者あり）だから、それと同じように想定しておけばいいんでしょう。（「ええ」と呼ぶ者あり）そういうことでしょうか。（「日曜日ね」と呼ぶ者あり）日曜日。（「いや、任期だよ」「任期ね」と呼ぶ者あり）そうすると、その前の日曜日だといつになる。（「15かな」と呼ぶ者あり）ちょっと来年の手帳を持ってきたんだけれどもね、そんなに難しい話じゃないと思うんだよね。（「とりあえずその辺にするとどうなんですか」と呼ぶ者あり）

いいですか。とりあえず副座長会議でこれ一生懸命議論して、大変だけれども、やるしかないだろうというんで、入れ込んでいったんですよ、ずっとこれ。それで、今の区長選挙の話はうっかりしていたんだけれども、副座長会議で議論して修正したのは、さっきもらった、要するに、ぎりぎりでお互いにやっているからあれなんだけれども、いつ条例素案を区長へ提出するののかというのは、もうはっきりしておかなくちゃいけない。その議論をして、これを詰めていったんですね。

だから、ずっとスケジュールでいうと、終わってからの話は余り関心なかったものだからあれだったんだけれども、9月の第3回定例議会に議案として上程するということになれば、8月の末には議案としてできていなくちゃいけないわけだよね。我々はそれを1週間前ぐらいに議案として受けて、質問原稿を書くわけでしょう。そうすると、8月の下旬ぐらいにはもう議案としてつくるといことになると、7月中には提出しないと間に合わないわけでしょう。

そうすると、ここに7月、3つに分かれているけれども、きょう小委員会の中で議論したのは、このイベント等の情報のところに縦書きに、7月末のこのところに条例素案提出、区長へ、こう入るとわかりやすいよね。それで10月の、ことしでいえば16日に第3回定例議会が終わったわけでしょう。その16日に議決したわけだよね、採決するわけだよ。だから、10月15日ごろに採決というふうになるわけだよ。そしてその採決した後に、今の地域懇談会でいえば、1カ月ぐらい準備かかるでしょう。いろいろね、逐条解説つくった、何つくったという説明しなきゃならない。だから11月になっちゃうわけだよね。

だから、区長選挙の後なのか前なのかというのは別にして、そうすると大事なものは、7月の末に条例素案を提出できるようにしなくちゃいけないということ、5月ごろにはほとんど区民の皆さんへの意見を聞くということをやっておかなくちゃいけないわけだ。6月に入ったら骨子案に基づく意見をずっと集計して、6月末ぐらいには集計して、7月の末に素案として提出するように煮詰めなくちゃいけないでしょう。これだって1カ月ぐらいかかるわね。

だって区民の皆さん、区民討議会で出た意見と懇談会で出た意見が違っちゃったら、どう調整するんだという話になるわけだからね、骨子案から素案へ。ということになると、5月中に全部、懇談会から討議会からアンケートからパブリックコメントから、大体5月末には全部終わらせるぐらいのスケジュールにしなくちゃしょうがないねというんで、これ、5月末ぐらいまでに全部、骨子案までになっているんですよ。

それで、アンケートの実施集計だけは、ちょっと延びているんだよね。だから大変なんですよ。地域懇談会3回やるでしょう。討議会をやるでしょう。パブリックコメントも、これは区の広報に載せてもらうということになるんだろうけれども、アンケートは郵送してもらうということになるけれども、懇談会と討議会は三者会議、我々が主催しなくちゃいけないでしょう。それをやりこなし7月中にと、そういうスケジュールなんですよ、これは。細かく書いてあるからわからない。細かくというか、字が小さくてわからないんだけれども。

そうすると、逆にいうと、5月に懇談会なり討議会を開催するということは、1カ月前には骨子案ができていなくちゃいけないですよ。それに基づいて、だから3月末ぐらいには骨子案ができて、それで区民の皆さんいかがでございますかと、5月の何日にちょっと来てくださいという話になるわけでしょう、1カ月間かけてね。

すると、3月末までに骨子案がおおよそできていなくちゃいけないという、今10月でしょう。この間に議会は2回あるわけだよ。そうすると、議会開会中でも、もう月2回やっていきますよという話になるわけだね。12月があるでしょう。その次、2月の頭からずっとということになってくるんです。そうすると、区民検討会議の皆さんも、3月末までには全部、ほぼ出そろっておいってください、2月くらいまでだよ。それで3月かけて、この三者調整で素案ができていくということなんでしょう。かなりのスケジュールというか、ハードなことになるんだけど、これでも平成21年度中に上げるというやつを半年延ばしたんですよ、ということなんですよ。

だから、全部やっていくのか、どこかすっ飛ばしちゃえという話なんだけれども、やっぱり区民参画でつくった条例だということになると、どれかすっ飛ばそうという話にはならないということで、こういう三者の会議では、副座長会議では。

辻山座長 いい経験していますよね。区民参画とか区民参加というのは時間がかかるんだという、避けがたく時間かかるということがよくおかわりになったと思いますけれども、というようなことで。

野尻委員 進めさせていただきますが、パブリックコメントがあって、骨子案の報告があります。そのパブリックコメントというのは地域懇談会のような、それがパブリックコメントという会として10カ所ですか、そういうのを想定しているんでしょうか。そこでは、パブリックコメントをとるには、やはり骨子案を報告する、内容を説明するということが必要ですよ。

根本委員 これは多分ね、藤牧委員に答えてもらうよりは我々が答えたほうが、三者検討会議になると思うから私が答えますね。

パブリックコメントは、多分、イメージですよ。そんなに詰めているわけじゃないんだけど、イメージでいうと、パブリックコメントは区の広報か何かに載せて、今までどおりの、従来よね、全区民の皆さんに意見があったら出してくださいという機会を保障するということになっていきますけれども、懇談会はやっぱり来てもらうわけですからね。その場合、議会と行政だけで10カ所やって、骨子案ができたならもう一回やりますというふうに言ってきたわけですよ、我々は。

だから、何回やるかと言っていたんだけど、つくろうというふうに声かけて、その後こういう案でいいかという声をかけないというのは、やっぱりこの条例をつくるに当たっては、我々としては不十分だというふうに思うから、最低でも3会場、四谷、牛込、淀橋、落合の3つくらいに分かれてでも、最低でもやるよという話だったんですね。

だから、区民懇談会と検討会議は、多分不特定多数というか、何人かだと思いますよ、来てもらうのはね。何人か何十人かわからないけれども。パブリックコメントとアンケートは比較的ふわっと流れていって、アンケートはランダムにいくんでしょうけれども、パブリックコメントは全員に機会を提供するというか、そんなような流れになっています。だから、これをどれか外すと、やっぱり全体の区民の意見を聞くということにはならないなということなんですよね。

久保委員 今うちの委員長が言われたように、僕らはすごくいい10カ所の地域懇談会をやったんです。初めて議会が住民のところへ出ていって、それで住民の方も非常に評価をしてくださった。それだけに、私たちは作るまでもう一回これをやりますよと言っちゃっているのに、つくっちゃった後で、区長選挙が終わった後で地域懇談会をやると言ったら、何だと言われちゃうので、だから今もあざみ委員と話したんだけど、10カ所やるから大変なので、せめて4カ所くらいにして、それで区長選挙の前にやっておかなかつたら、まずいと思いますね。

根本委員 案はそうじゃなくて、骨子案ができたところで懇談会をやりますよということなんです。だから5月、10回できないから3回で、想定は四谷、牛込で、淀橋、落合というふうに固まって、大体最低でも3回やらないとだめだろうというのが、この骨子案の報告会なんですよ、懇談会。これ、報告会じゃなくて懇談会だよ。 (「懇談会にしたほうがいいよね」と呼ぶ者あり) 懇談会、はい。

それで、10月15、16日に議決して上がったとすると、それに基づいているいろいろ逐条解説とか何か作業をやって、今度は華々しく10会場で、時間かかってもいいから、自治基本条例できましたよというふうにやろうと。これはやっぱり区長選挙が終わってからになる可能性が強いなという、 (「やっぱり後ろのほうが報告会で」、「報告会、ああそうですね」、「本当はね」と呼ぶ者あり) ということですね。 (「表現はね」と呼ぶ者あり)

藤牧委員 その辺の使い分けはよくわかりました。後ろのほうの報告会なんですけど、多分これ、施行日にもよるかと思うんですね。だから、通例ですと、例えば4月1日とかというようなことが多いんですけども、その辺の施行日をどうするかにもよるかなというふうに思っております。

山田委員 その区の広報の活用ですけれども、星印がいっぱいふえるのかと思ったら、数えてみたら1つしかふえていないんですね。それで、どういうボリュームで広報を活用するのかよくわかりませんが、私は、要するに素案ができた段階で、やっぱり広く周知をするということが大事だなというふうに思っているんですね。

前に、特集号を出してはどうかという話がどなたかから出たというふうに思うんですけども、私は区民の皆さんに案を周知して、そしてパブリックコメントだとかアンケートだとかいろんな意見を聞くということだったら、私はそれぐらいやるべきだというふうに思うんです。いろいろ広報と相談したという話がありましたけれども、そういうことももちろん話題になったんだと思うんですね。

藤牧委員 それで、その辺については、来年度の広報計画の話になってきますので、今御指摘いただいたような、紙面をね、これは限られた貴重な資源ですので、各それぞれの所管、所管がそれをどういうふうに有効活用していこうかというのを、事前に区政情報課のほうに、「いいですか」と呼ぶ者あり）うん。（「広報の件ですが、事務局から御説明させていただいていいでしょうか」と呼ぶ者あり）

辻山座長 どうぞ、お願いします。

事務局 広報掲載については、臨時号ということで、一応来年度、予算計上したいと思っています。この自治基本条例の特集号ということで、広報を作成したいというふうに考えています。（「それはいつ、でき上がった後、それとも前。今、山田さん言っていたのは骨子案のところ、パブコメかける前の話でしょう」「そうそう、パブコメ……」「かける前に臨時号で全員に流したらどうかという。今の話はあれじゃないの。でき上がった後の話じゃないの」と呼ぶ者あり）一応今のところ、スケジュールは具体的には詰めていませんけれども、事務局では素案に対してというふうに考えていました。（「素案、骨子案じゃなくて」「素案ね。まあいいや。そういう細かいのはまたね」と呼ぶ者あり）

辻山座長 そうね。そのときパブリックコメントは、何を題材にして答えてもらうのかというのがありますけれどもね。ネットにぶら下げておけばいいかというわけにもいかないだろうから、そこら辺のことは段取っていただかなきゃしょうがないですね。そういう意味では皆さん、結構タイトなスケジュールになってきているなということを御自覚だと思いますので、今後とも頑張ってください。

それじゃ、今いろいろ御説明いただきましたが、そういうような内容で、とりあえずは、大きく大ざっぱにというのは、青い矢印の先っちょのところ、に条例素案の提出みたいなことが、みんな確認しておきましょうねということでしたので、それに合わせて頑張るということにいたします。そうしたらね、それはいいですね。

最後に、先ほど資料説明のときに、三者案の調整、たたき台というものがございましたので、これをちょっと事務局のほうから、どういうふうな扱いでどう読むのか説明してくれますか。

事務局 それでは、事務局から資料6について御説明させていただきます。

前回の検討連絡会議で三者案のたたき台について、いただいた元の案文をいじらずに、事務局のほうでたたき台として提示するというお話をしていただきました。今回、区民の権利と責務につきまして、案ということで作成したものです。

表の見方なんですけれども、基本的には区民の権利と責務についての三者案を羅列したものになっています。ただし、区民の権利と責務を議論する前提として、やはり区民の定義が必要ということから、条例の基本的考え方、各三者間から示された区民の定義、それについては上段部分に掲載させていただきました。括弧書きの、議会、区民、行政とあるのは、それぞれ区民検討会議案、議会案、行政案の略称になっております。

これらの内容については、事務局のほうで記載順番については、それぞれ同じ内容に関すると思われるものについては、まとめて掲載させていただきました。例えば区民の権利のところの冒



頭の、区民、議会、行政と3つございますが、これは知る権利に関してそれぞれ三者間から述べられているものということで、ワンブロックにしております。そして、1行あけて次のもたまりにつきましては、サービスを楽しむということで、区民、議会案からそれぞれ出されていますので、それらをまとめたということです。

同様の形態で区民の責務についても事務局でまとめさせていただいて、こちらの資料を今後の議論の素材として使っていきたいと考えていますので、資料のつくり方、形式も含めて、委員の皆さんから御意見をちょうだいしたいと思っています。

辻山座長 ありがとうございます。

どうですか。確かにこれだと見やすいなという気はしますね、違いもわかったりして。これは結局、先ほどのスケジュールでいうと、新たな検討領域の検討を進めながら、既に終わったところの三者案の調整案をやるという機会をつくっていくと、そういうスケジュールになるわけね。矢印が重なっているという意味はね。

事務局 今の点ですが、例えばそれぞれの議題のボリュームにもよるかと思いますが、今回はこの区民の権利と責務について、本日、区民検討会議案で示されていなかった「その他」の部分と「住民投票」について区民案を提示した後、意見交換が終わった後に、こちらの三者案の調整の時間を設けていきたいというふうに考えています。

辻山座長 ごめん、ちょっとわからなかった。

事務局 必ず新しい議題と調整案を常にやるということではなくて、それぞれの議題のボリュームに応じて、場合によってはこの調整案のほうがボリュームが大きかったりとか、これしかやらなかったりということもありますけれども、それぞれの進捗状況を見ながら会議の日程に当てはめていくということで考えています。

辻山座長 なるほど。常に2本やるというわけではないということね。はい、わかりました。

そんなことですが、よろしいですかね。ということは、これを持ち帰っていただいて、これは、例えばここは譲らなきゃいけないかなとかそういうことを、ちょっとなめておいていただくというんですか、しないと、いずれにしても、ここから1本にできるものは1本にしなきゃいけませんので、機会を見て、6人でやっていただいてもいいし、多分区民の場合にはもう一回だれかと相談したりするかもしれませんが、どういう姿勢で臨むかというようなことについて検討していただくということになるのかなと思います。

どうでしょうか、これについては。こういう進め方になるよということですが、よろしいですね、はい。

それでは、きょう予定されている議題は一応これで終わりです。

その他について事務局から何かございますか。いいですか、事務局は。その他何かありますか。

事務局 すみません、今お示した資料6の青のところなんですけれども、区分のところに区民（一部）、その下は議会となっていますが、ここの欄の表記は、区分のA、区分のB、それぞれの誤りですので、申しわけございませんが、区分のところ、区民（一部）というところが区分のAになっています。そして下の議会というところが区分のBになっておりますので、（「区民じゃなくて区分ね」と呼ぶ者あり）はい。前回お示した区民・議会・行政検討項目一覧で示されている項目区分がここに入ってきます。

辻山座長 はい、了解しました。

そのほか。きょうは少し早目に終わりましたので、傍聴されている方が3人おられますけれども、何か感想なり御意見、御要望なりありましたらお伺いしたいと思うんですけれども、どうぞ。

傍聴人 意見いいですか。

辻山座長 どうぞ。

傍聴人 先ほどパブリックコメントのお話があったんですけれども、辻山先生もおっしゃられたんですが、でき上がったものをホームページだけに載せて、それで、例えば区報で、それに対し

てパブリックコメントを行いますけれども、何日から何日までみたいなの、形だけのそういうのはぜひやめていただきたいと思います。区民がつくっていくという、そういう気持ちが今回のものは物すごく高いので、できればもっと区民一般に、こういうことがあるよということをもっと周知していただいて、それでそのパブリックコメントを求めていただきたいと思います。

辻山座長 はい、ありがとうございました。

傍聴人 こういう意見が1点です。

それで、そういうことの、形だけのパブリックコメントというのをなくそうというのが、その区民検討会議のときにちょっと話が出まして、それで区民のほうとしては、条例を、何でしたっけ、ふだんの、（「仕組みを見直そうかと」と呼ぶ者あり）ふだんの成果の見直しに努めなければならないという文言を入れさせていただいたと思うんですけども、ということでございます。

辻山座長 はい、ありがとうございました。

そのほかございますか。どちらの方から、よろしいですか。

それでは、ないようですので、これで終わりにさせていただきます。

どうもお疲れさまでした。（「座長すみません」と呼ぶ者あり）はい。

事務局 きょうから最後に、きょう議論されたことの整理ということで、事務局から報告させていただくことになりましたので、よろしく願いいたします。

辻山座長 そうだ、はいはい。それじゃお願いいたします。

根本委員 すみません、紹介します。議会事務局調査管理係の池田さんで、この前、副座長のところで一応紹介したんですけども、議会ももう一步前に出ようと。事務局、事務局というところも、結果、最後は行政頼りじゃないかということもあって、そうじゃないんだという意気込みを示す意味でも、池田主査に出てもらって、前に出てくれと、ということでございますので、今後よろしく願いいたします。

辻山座長 なるほど、はい。それではお願いいたします。

事務局 議会事務局の池田と申します。よろしく願いいたします。

本日につきましては、住民参加の仕組みづくりということで御議論いただいたと思うんですが、合意事項という形では、大きな合意点ということは特になかったと思うんですが、座長のほうからもございましたが、文言の整理といいますか用語の表現、例えば今回ですと、区はというような形でどうするかということの整理が今後必要だということで、宿題として出てきたのかなということと、あと、ある程度盛り込むべき事項の項目が出そろった段階で、それぞれの整理が必要なんではないかということが今後の宿題として出ているかと思えます。

以上の点で今回は宿題が残ったという形だと思います。御確認いただければと思います。

辻山座長 はい、ありがとうございました。

大変貴重な試みだと思います。今の御報告を受けた上で、いや、そんなことは約束していないぞとか、合意していないぞというようなことがこれから議論になってくれば、もっともっと意味があると思います。

きょうの宿題についての御指摘ありますか。そんなところでよろしいということでもいいですね、はい。それでは、次回からもひとつよろしく願いいたします。

それでは本当に終わりにいたしますが、事務局のほうで何か、次回日程とか何かありますか。

事務局 それでは、次回開催について御確認させていただきます。

次回開催日が11月18日、水曜日になります。時間は本日と同じ、午後6時半から開催いたします。場所もきょうと同じ、第2委員会室となっております。

次回につきましては、1点目、住民参加の仕組みの区民検討会議からの残りの部分の提示を受けて、それに対する議論と、それと、本日提示した区民の権利と責務についても、骨子案作成に向けた調整ということで議論していきたいと思っています。

辻山座長 はい、よろしいですね。

それではこれで終わりにいたします。どうもお疲れさまでした。

散会 午後 8時23分